

富田林市教育委員会告示第 号

## 富田林市指定文化財の指定について

富田林市文化財保護条例（平成29年6月30日条例第22号）第6条第5項の規定に基づき、下記のことを富田林市指定文化財に指定するので告示する。

令和4年 月 日

富田林市教育委員会

教育長 山口 道彦

区分・種別	名称	員数	所在地	所有者
民俗文化財 （有形の民俗文化財）	朝鮮通信使 淀川御座船図 絵馬	1点	富田林市 宮町三丁目 2053番地	宗教法人 美具久留御魂 神社

令和4年5月12日

富田林市教育委員会  
教育長 山口 道彦 様

富田林市文化財保護審議会  
会長 中村 浩道



富田林市指定文化財指定候補について（答申）

令和3年12月22日付け富教文第563号で諮問のあった富田林市指定文化財の指定について、下記のとおり答申する。

記

次の文化財は、調査を実施し検討した結果、歴史的学術的にも貴重なものであることを確認したので、富田林市文化財保護条例第6条の規定により、富田林市指定文化財として指定することが適当であると認める。

区分・種別	名称	員数	所在地	所有者
民俗文化財 （有形の民俗文化財）	朝鮮通信使 淀川御座船図 絵馬	1点	富田林市 宮町三丁目 2053番地	宗教法人 美具久留御魂 神社 （宮司：青谷 忠典）

【所見】

朝鮮通信使を描いた絵馬は全国で数点が確認されているが、本件は淀川を御座船に乗りこんで行く一行の姿を描く唯一のものである。さらに、本件は元禄8年（1695年）9月に喜志櫻井村（現富田林市）の11名の農民によって、氏神である美具久留御魂神社へ奉納されたものであること、描かれた通

信使や御座船の様相から、天和2年（1682年）の通信使を描いたものであることが判明し、製作年代が確認できる朝鮮通信使絵馬としては、現在のところ最も古いものである。

本件は、当時の地域民衆の朝鮮通信使に対する関心の高さを示すものであり、ひいては日本の民衆の異国認識を考える上で、学術的価値が高い貴重な資料と言え、本市の歴史遺産としても非常に重要なものであることから、本市指定文化財として至当であることを認める。

なお、同神社には、この絵馬の他にも江戸期から近代に至る多数の大型絵馬が残されているが、保存状態が危惧されるため、速やかな実態調査の実施と保存の検討が望まれることを、審議会として付言する。

## 富田林市指定文化財調書

1. 名称 朝鮮通信使淀川御座船図絵馬
2. 種別 民俗文化財（有形の民俗文化財）
3. 所在地 富田林市宮町三丁目2053番地
4. 員数 1点
5. 所有者 宗教法人美具久留御魂神社（宮司：青谷 忠典）

### 6. 説明

この「朝鮮通信使淀川御座船図絵馬」は、富田林市宮町の美具久留御魂神社に奉納された彩色の大型絵馬であり、法量は幅約189センチメートル、縦約98センチメートルを測る。

1984(昭和59)年12月に、同社下拝殿を建て替えるのに際し発見されたもので、その後、神社において修復され新下拝殿に掲出されている。

絵馬には、上下に3艘ずつ計6艘の御座船からなる船団が描かれ、その描写から、朝鮮通信使の迎接を行った川御座船の様子を描いたものであると考えられる。

また、「元禄八年九月吉日」、「喜志櫻井村 平蔵（ほか10人）」の墨書が残り、1695年（元禄8年）に、神社に近い櫻井村（現在の富田林市桜井町）の村人が奉納したことがわかる。

この年代に最も近い通信使は、1682年（天和2年）の派遣であるが、それから絵馬が奉納されるまで13年の時間が経過している。その経過は明らかでないが、村人たちが依頼して作らせたか、あるいは何らかの手段で入手した板絵に墨書した後、神社に奉納したものであると考えられる。

### 7. 参考文献

国史大辞典編集委員会（編）、『国史大辞典 第9巻』、吉川弘文館、1988

任 東權、『朝鮮通信使と文化伝播－唐子踊り・唐人踊りと祭礼行事を中心に－』、第一書房、2004

朝日新聞社文化企画局（編）『宗家記録と朝鮮通信使展－江戸時代の日朝交流－』、朝日新聞社、1992 ほか

## 8. 現状及び保存状況

発見当時毀損していたものを修理・保存処理した後、美具久留御魂神社の下拝殿に保管されている。

## 9. 指定理由

朝鮮通信使を描いたとされる絵馬は、全国で十点を確認しているが、このうち年代が判明するものでは本例が最も古い。また、朝鮮通信使が乗船する様子を描いたものは、他に瀬戸内市若宮八幡宮（正徳4年奉納）。などが知られているが、川御座船での様子を描いたものは他に見つかっておらず、貴重な史料である

鎖国状況のなか、外交使節団としてわが国を訪れた朝鮮通信使は、当時流行した錦絵や歌舞伎などの題材にも取り上げられるなど、文化面においても我が国に大きな影響を与えた。また、その一行を見物する人々で沿道は賑わったと伝えられ、この絵馬から、当時の朝鮮通信使の様子が知れるだけでなく、人々が他国の絢爛な文化に触れた驚きや感動が感じ取れる。

以上の点から、朝鮮通信使淀川御座船図絵馬は、学術的価値が高く、かつ本市の歴史上重要なものであることから、富田林市民俗文化財（有形の民俗文化財）としてふさわしいものと思量される。



美具久留御魂神社所蔵「朝鮮通信使淀川御座船図絵馬」